

## 第5回日野町議会定例会会議録

平成30年9月27日(第4日)

開会 9時20分

閉会 11時41分

### 1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長	藤澤直広	副町長	高橋正一
教育長	今宿綾子	総務政策主監	西河均
教育次長	望主昭久	総務課長	藤澤隆
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	澤村栄治	福祉保健課長	池内潔
子ども支援課長	宇田達夫	長寿福祉課長	山田敏之
農林課長	寺嶋孝平	商工観光課長	福本修一
建設計画課長	高井晴一郎	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	日永伊久男	会計管理者	福本喜美代

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	山添昭男	議会事務局主任	菊地智子
--------	------	---------	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第61号から議第68号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク端末および周辺機器）ほか7件）について  
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 決議案第2号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について
- 〃 3 議員派遣について
- 〃 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

## 会議の概要

－開会 9時20分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第61号から議第68号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク端末および周辺機器）ほか7件）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年第5回9月定例会、総務常任委員会の報告を行います。

去る9月18日午後1時57分より、第1・第2委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と執行側から町長、副町長、教育長、総務政策主監、教育次長、総務課長、図書館長ほか関係職員の出席のもと、町長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第61号、財産の取得について（庁内ネットワーク端末および周辺機器）ほか1件でありましたが、議案の説明については先の議員全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

委員より、1つ、前回、平成23年に更新されたときは200台、今回はノートパソコン298台と非常に台数が多いように思うのだが、多く購入する理由を教えてください。2つに、個人番号利用事務端末を置かれる課はどこなのか。3つに、3種類の違う端末があると思うが、それぞれセキュリティーの方法が違ってくると思うが、それらを教えてください。

総務課長より、1つに、298台の台数の件でございますが、平成23年に200台を更新して長い期間がたっていることになっているが、平成28年に外部との情報を断ち切るという意味で100台整備している。外部と接続するネットワークについては、L G W A N 経由と通常のインターネット経由と分離することが必要ということから、100台追加して合計300台で事務を行っています。外部接続と分離したことで、1人で基幹系と情報系のパソコン2台を使っている職員もいることから、職員数より多い台数となっている。出先職場については1人1台とはなっていない。また、台数が多い理由としては、正規の職員だけでなく、嘱託の職員についても業務上必要な方にパソコン1台を用意している。

2つ目の個人番号の利用端末設置の該当課ですが、1階職場は住民課、税務課、長寿福祉課、福祉保健課、子ども支援課、2階の職場では上下水道課、農林課の農政、建設計画課の住宅管理、教育委員会の学校教育課が利用している。1階職場はほとんどの職員が個人番号の利用端末、2階職場では業務に応じての利用端末の使用となっている。

総務課主任より、3つ目のセキュリティーについて、3種類のパソコンについてどのように行っているかですが、L G W A N接続端末は主に内部事務で文書を作成したり、住民情報を扱わない機器となっている。L G W A N端末は地方公共団体専用のネットワークにつながっている。インターネットからは完全に分離されて、専用回線で他市町、県、国といった機関と接続されている。

2つ目の個人番号事務系端末は、平成27年に整備された、行政情報のクラウドに関する業務システムを扱う端末。クラウドシステムが設置されている三重県のデータセンターへの直接の接続、業務のシステムとの接続となり、インターネットからは完全に分離されている。インターネット接続端末はインターネットの閲覧、民間や個人の方とのメール交換に使用している。セキュリティーについては平成28年度に滋賀県がセキュリティークラウドを整備された。それまでは町が独自でウイルス対策を行ってきたが、県が整備したセキュリティーの環境を介してインターネットに接続するというので、より強化されたセキュリティー対策をもって接続することとなっている。

委員より、エルタックスはどの端末で接続となるのか。

総務課主任より、エルタックスはL G W A N接続端末に属している。L G W A Nの回線を用いて接続される。

委員より、パソコンの購入単価は、クラウドにおいて購入されたようだが、1台当たりの単価はどれくらいか。また、処理能力はバージョンアップされるのか。

総務課長より、パソコンの購入単価は、ノートパソコンが1台当たり9万5,630円、デスクトップが1台当たり14万8,520円です。また、処理能力については、今まで使っていたOSはウインドウズ7であったものが、ウインドウズ10にバージョンアップされる。処理の速さはC o r e i 3がC o r e i 5となり、市販されているノートパソコンの中では上位機種であります。

委員より、使用するパソコンの性能もよくなっており、このような金額になるかと思うが、このようなことについてどう考えているか。

総務課長より、今回6町クラウドで共同購入となり、一般競争入札で執行した。最初、6町で取りまとめた台数は日野町がほとんどでメリットがあるのかなと心配をしていた。一般競争入札する中で、相当な価格で落札していただき、メリットはあったと思っている。6町の中でも同じような意見が出ている。既に次の共同購入

について検討していこうという動きもあります。

ほかに質疑なく、次に議第62号、財産の取得について（図書館システム電子計算機器類）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、システムの購入は更新となっているが、何年目になるのか。業務端末15台の取得はノートパソコンなのか、デスクトップなのか、内訳を知りたい。また、レシートプリンターとはどのようなものか。

図書館長より、図書館のシステムについては丸6年が過ぎて7年目に入っています。15台のパソコンの内訳ですが、デスクトップが14台、ノートパソコンが1台です。また、レシートプリンターは図書館のカウンターに置いて、貸し出しの場合に借りた本の冊数や貸し出しの期間などの明細をプリントしたレシートを出している。それを打ち出す小さなプリンターです。

委員より、レシートプリンター5台は受け付けを5カ所で行うことから5台が必要なのか。

図書館長より、視聴覚資料を貸し出すカウンターに1台、入り口入ったところの返却の本を置くカウンターに1台、3台は貸し出しのカウンターにあり、全部で5台です。

委員より、デスクトップ14台と聞いたが、セキュリティーはどのようなになっているのか。

図書館長より、全てのパソコンが外部につながっているため、全てをファイアウォールで保護しています。

委員より、図書館のデスクトップだけにソフトウェアをインストールして守っているということか。

図書館長より、1台ごとにファイアウォールで守っているだけでなく、本体サーバーにファイアウォールを二重に設置し、本体サーバーをウェブ用とデータベース用に分けてセキュリティー対策をしています。

委員より、専門でないので余り分かりませんが、庁内のネットワークが個人情報だらけなのでクラウドに介したりということだったが、図書館の情報のセキュリティーは庁内よりは落ちると思うが、そのあたりはどうか。

図書館長より、インターネットと業務を遮断している庁内のシステムと比べると少し脆弱性があるように思うが、今回の更新について、導入時だけでなく購入後も最新のセキュリティー情報のもとで脆弱性の検知と対策を随時実施し、バージョンアップ等によりシステムへ反映する仕様としている。

委員より、図書館で扱う個人情報とはどのようなレベルのものか。

図書館長より、個人登録をいただいているので、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町外から登録していただいている方については職場、学校が個人情

報に当たる。

委員より、立派な個人情報だと思います。事故等はないと思われるが、庁内に比べると脆弱性があるだろうから、業者と連絡を密にとっていただき、対策をとっていただきたい。

また、別の委員より、今回の業者決定はプロポーザル方式と伺っているが、どの部分がポイントとなって業者決定されたのか。いくつもあると思うが、代表的なものを教えてほしい。

図書館長より、決定のポイントは価格とシステムの内容についてで、審査委員会を組織し、プレゼンテーションを聞きながら審査委員全員で判断して、点数化して決定した。内容については、図書館のシステムは直接町民が接するものであるため、その入り口であるホームページの使いやすさ、利便性がある内容のものを選んだ。

委員より、システムのプロポーザルを行う場合、保守の便利さとかSEのサービスなどで決めたりすることもあるが、そうではなかったということですね。

図書館長より、結果として現在導入している業者となったことで、SEと意思の疎通などを図りやすいということは確か。将来性を考えてほかの会社のシステムとも比較し、議論した上で今回の業者となりました。

ほかに質疑なく、午後2時20分、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に移りました。起立全員により、本委員会に付託のありました議第61号、財産の取得について（庁内ネットワーク端末および周辺機器）ほか1件については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託のありました案件の審査は全て終了し、町長の挨拶をいただき、午後2時20分、執行側退席のため、ここで暫時休憩としました。

午後2時33分、会議を再開し、本委員会で2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に関する決議案についてを議題とし、審議を行うことにいたしました。

2025日本万国博覧会会長榊原定征氏から、平成30年8月7日付の文書で杉浦議長宛てに2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る協力について依頼があり、本委員会で決議案について審議を行うこととしました。

この件については、滋賀県町村議会議長会から日野町議会議長宛に賛同の意を示す議会の決議等について検討するよう依頼があったことから、審議の前に杉浦議長より説明を受け、意見交換と討論を行い、その後、議長への決議案の提出についての採決を行うこととしました。

まず、はじめに杉浦議長の説明概要であります。博覧会の誘致候補国については3カ国、日本、ロシア、アゼルバイジャン。横一線と言われていたが、日本が有利になってきた。しかしまだまだ予断を許さない。全国町村議長会にも決議をし、関西地区においては全ての市町村で決議をするということです。既に滋賀県町村議

長会は決議をしている。この9月議会で各市町村において決議をしてもらうと県の議長会で申し合わせた。1つの活性化として東京オリンピック2020を目指して東京の周辺、またその周辺においても相乗効果というものがあらわれている。そのようなことから、日本万博により関西、また滋賀県においても経済効果をもたらしてほしい。いずれにしても、それぞれの国民、またそれぞれの県民が理解して賛同することが大事。一部においてはI Rとの関連がどうなのかと、そのような問題が指摘されているが、資料の7ページにも書かれているように、別のものだと記載されている。理解をいただいて決議してもらいたい。

委員より、話を聞いてみると、埋め立てをされる人口島の夢洲での大阪湾構想の一環の1つ。以前から大阪、特に松井知事も含めて構想があった。万博というのは、産業、技術等を発展させるなどはよいのだが、埋め立てをするなど、大きな大阪湾構想という開発を行って、それに関連する事業費が、資料にもあるように、会場建設費、運営費、開催経費、これだけかかると記載されている。1,000億から2,000億という金額になり、このような費用は国も出すだろうが、周辺自治体が負担しなくてはいけない。そんなことから住民の合意が得られるのか心配する。賛否の住民投票をするのではなく、議会で賛成か反対かを議論するだけで本当の住民の声なのか気になる。そこにプラスI Rの関係が、今年の7月20日に国会でカジノ法が通ってしまっている中、関係はないと言われているが、松井知事はカジノに熱心で、カジノがあることによって成長していく起爆剤になると言われている。大丈夫だという保障もない。曖昧のまま関西にいくくりされて、滋賀県も協力しろという意見を出すべきものなのか疑問に思っている。この開催は今年に決定されるのか。

議長より、11月であります。

委員より、よいことはよいことだが、経費などやカジノ法を通してしまったことなど、財界の方はリゾート開発も以前から考えておられ、そこへ乗っかる気がする。

杉浦議長より、意見書を出すことについて、最終的には住民合意が必要なこと。議員として住民の総意も把握されて、議員で決定されるのが今までの決議。議員が言われるカジノ法案とハードの関係で、カジノ法案が通った関係で、裏で何かあるのかということ。また、財政負担がそれなりにかかってくるのではないということだが、私たちが聞いているのでは滋賀県に財政負担はない。副事務局長が説明に来られ、渦中にあるようにまず誘致をして、オリンピックとは違い、経済界がPRするというものであって、それぞれがセンスのあるものを出してきて、それに投資をしていくというスタンス。オリンピックとは性格が違う。また、カジノ法案とI Rの関係だが、はっきりと別だと説明されている。将来的には連携していけば効果もあるとは言われていたが、現時点では別物。たまたま時期が絡み合っただけ。埋め立ての問題は、滋賀県でもびわ湖博覧会を行ったが、会場は埋立地で行った。会

場に適地であって、地域の活性化にもなっていく。

委員より、万博の地域にはカジノはないが、隣になる。

議長より、愛知万博のときにはトヨタあたりがかなり主導している。今回はマツダ、ダイハツあたりがかなり力を入れている。このことによって地域が活性化していき、観光客も滋賀県に来るかもしれない。京都でも宿泊するホテルが常に満室で、大津に流れている。

また、別の委員より、決議をお願いしたいということ、協力依頼ということと思うが、市町にも大きな負担がかかってくるのではと心配だが、議長より負担はないと聞いたが、お金だけでなく人的負担などいろんなことでの負担が決議をしたことで出てくるのかと心配。万博は2025年、I Rは2024年に開業となっている。埋立地で島となり、そこへつなぐアクセス道路も整備するとなると、道路、橋、地下鉄など計画されているが、かなりの経費がかかる。双方を兼ねた計画が前提にあると考えられる。夢洲という場所だが、以前にもリゾート地として開発計画をされたが、途中でとまっていた。この前の台風21号で関西空港が冠水した。万博を開催される時期が2025年5月3日から11月3日までの半年間の開催で計画されている。台風時期にも重なり、地震についても南海トラフなど開催場所的条件として心配がある。このように、安全面において誘致されることに対して課題がある。統合型のリゾート計画も兼ねると、事業とは別とはいえ場所が隣り合わせということもあり、I Rの開業については賛同できないものがある。

杉浦議長より、滋賀県が主体の事業ではないので負担はないと思う。栗東駅設置のとき甲賀市や周辺市町が負担するといった話があったが、万博に関しては主催者から誘致を大阪府が行うことについて応援支援をしてくれというスタンスなので、全責任は主催者である大阪府。災害時の対応、埋立地の場所の問題、アクセスの問題など、誘致が決定されれば主催者が問題を解消していかなければならない。それを案じて決議はどうのと。我々は相乗効果が滋賀県にもあらわれ、関西が一くくりの起爆剤となって活性していく。あくまでも主催者は各議長会で負担は求めない、応援支援をお願いされている。まだ開催地域は横一線。問題解決は主催者、我々は支援をしていくということ。主催者は2024年のカジノ、I Rの開業とは別物、将来的には連動すればと考えられているが、全然違うやないかというような決議の仕方もどうかと思う。要請が来たら、負担もかからないのなら、応援支援していけたらと考える。

以上でほかの意見なく、次に討論に入りました。

委員より、2025年万博の誘致の意見書について、3つの点で問題があると思う。今回の意見書については11月に最終決定がされるときに、ムードづくりとして各自自治体がこぞって賛成しているんだということをつくらうとしている。今回の万博の

誘致については、産業等の技術が発展することについては何の問題もないが、誘致するやり方に3つの問題がある。

1つは、7月20日に法律となったカジノ法。これは万博誘致の隣り合わせでやろうというのがカジノであって、近くであるということで、絶対に関係ないということは否定できないことは事実である。あえてそうでなければ、7月20日に法案を通さなくても、通常国会で通せばよかった。どうしても通さなければならなかったのは誘致の関係が影響している。

2つに、大型開発が以前から出ていて、これを機会にと進められ、住民が合意しているかというところでもなく、住民は暮らしにもっと力を入れてほしいと思っている。

3つに、財政的な負担が問題。滋賀県には直接かかってこないと思うが、全てを財界がするわけではなく、そのために国は閣議決定を行い、万博をやっぺいこうと提案している。国が3分の1、地方自治体3分の1、財界は最低でも3分の1負担することになっている。運営そのものの経費、それに関連する事業費も莫大な額になる。議員は先進的な考えを持ってと言われても、この点については簡単に「はい」と言えない。あえてここで日野町が意見書を出す必要はないと思う。

以上、私の反対討論とします。

杉浦議長より、本会議では議長は討論できないので、ここで討論を行います。

裏返しの話ばかりしていても仕方がない。委員の発想での話を聞いていると、決議意見書全てそのような議論のもとですするというのが第一点。農業政策についても、どのような政策についても住民合意、財政問題を整理してからという議論、裏返しの話をしていくのであれば、これから日野町議会の決議や意見書を出すときは全てそのような概念でしていくとなると、議会、ここの委員会の権威はどうなるのか問われるので、その場そのときの行政判断を行い進めていくというのが必要。

委員は政党の公認候補ということもあり、共産党が全てこの本題はIRと一体だと各市町でも同じような発言をされている。これはカジノと一緒にだということ共産党議員が同じ発言をされている。主催者が別だと言っているのだから尊重しないといけないと思う。財政の問題は国もかわりがあり、国の負担も税金であり、国が何もかわりがないのかとはならない。合議制で民主主義のルールに乗って判断していく。財政問題にしても政策のもとで進められていることも、住民の立場になって、政党の立場ではなく、住民の立場に立って、今後もそのような立場で臨んでいくということなら理解もできるが、共産党政策がこうだからこうだというのはどうかと思う。憶測的な要素も含まれていると先ほどの発言の中でも思われるので、主催者の話も聞き整理していただき、そのようなことも含めて意見書を出すことも一つかなと思う。皆さんの連携を大事にしていきたい。

以上で討論を終了し、決議案について採決を行いました。その結果、起立全員ではございませんでした。よって、2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に関する決議案の議長への提出について、総務常任委員長名で行うことはできませんでした。つきましては、後ほど賛成された議員の中で決議案の提出についてご協議いただきたくお願いを申し上げます。

以上をもって、本委員会に付託されました案件は全て審査が終了し、午後3時5分、委員会を閉会しました。

これで総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、産業建設常任委員長 6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、平成30年度第5回定例会産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月19日午前8時55分より、第1・2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より藤澤町長、高橋副町長、西河総務政策主監をはじめ関係各課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受けました。本委員会に付託の議案は、議第63号、訴えの提起について（日野町営住宅明渡等請求）ほか2件でありました。議案の説明については、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第63号、訴えの提起について（日野町営住宅明渡等請求）を議題といたしました。

委員より、連帯保証人が死亡されていたとのことだが、次の保証人をつけないのか。

建設計画課より、入居時に保証人を2人つけてもらっている。当然、亡くなられたら速やかに次の方を依頼するよう入居時に説明しているが、そのような申し出をされた事例は2件程度。入居者の義務ということで自主申告に委ねており、調査はできていない現状である。

委員より、自主申告ではいかなものか。判明時点で担当者が指導するべきではないか。保証人が2人とも亡くなって放置しておいたのは落ち度としか言いようがないのではないか。

建設計画課より、指摘のとおり、保証人については今日までこのようなことができていなかった。五、六年前から新たな入居の際は保証人についても収入等の調査を行っているが、それ以前は確認ができていない。調査の重要性は認識している。今回の事案では、2人とも死亡されている。現状を認識して契約を更新することも考えたが、公営住宅法ではできない規定であった。

委員より、公営住宅の保証人は家族、親族とする契約条項はないのか。保証人を含めて何か契約時から変更があった場合、速やかに申し出る義務を課し、怠った場

合、退去になるという契約条項はないのか。また、保証人がいたとしても、この訴えは相続人が優先することとなるのか。

建設計画課より、当町では保証人を親族とする規定はない。契約内容として質問のようなものはない。訴えの相手方については、弁護士相談の結果、決定したものである。明け渡し請求の相手方を相続人としたのは、判例により、保証人の相続人に明け渡し義務を負わすことはできないと判断した。保証人の相続人に請求することは、民法第1条2項の信義誠実の原則ないし権利の濫用として敗訴する可能性が高いと判断された。連帯保証人制度も廃止に向かう世論の中で、保証人に対する負担は軽減される方向にあること。以上により、損害賠償金を含めて入居者の相続人に求めることとなった。

委員より、連帯保証人の責務については同感である。住まうことの身元保証は、ご家族が保証人になるべき。また、契約時より変異があった場合にそれを申告しなかった場合、解約できる条項を加えていくべきではないか。

建設計画課より、ご指摘のとおり、契約書についても以前から変更されていない。最近の入居時に履行義務等細部にわたって説明し、ご理解をいただいて連帯保証人の捺印もいただいている。今後も研究していきたい。

委員より、3年間の家賃滞納とあるが、その間の対応はどうであったのか。

建設計画課より、3年間の経過であるが、生前から滞納があり、入居者から分納をいただいていた。平成28年1月4日に入居者が死亡され、別居の息子さんと協議を重ねていたが、平成29年6月以降音信不通となり、同年10月に弁護士と相談を開始。4回の相談を重ね、現在に至っている。

委員より、平成27年にはどれだけ滞納があり、分納を認めた判断基準があったのか。

建設計画課より、生前の未納金は約11万6,000円、家賃が月1万8,000円程度。分納は本人との協議により支払い能力に応じて計画を立て、2万4,000円程度の計画で納付する約束であったが、滞っていた。

委員より、困窮されている方へ滞納整理に行く担当者も分納の判断に苦慮されることもあり、規定が必要ではないか。今後、同様のケースは何件あり得るのか。

建設計画課より、現状、高額滞納事案が3件あり、一部分納の対応をとっており、今後努力したい。退去された方も滞納があるが、遠方であり、年1回程度の催告にとどまっている。高齢者も何件かある。同様の事案を防ぐために保証人の再確認を進めたい。入居時には家財道具の放棄も確認していきたい。

委員より、被告となる息子さんと連絡がとれなくなったのは平成29年6月からという話だが、現に訴訟に移ることについて留守番電話に伝えたとのことだが、内容証明郵便を出す等したのか。公共の立場として人権を守る意味からも細やかな配慮

も、時間をかけてやった結果、法的にやることも仕方がないが、息子さん本人に連絡が入っているのか尋ねたい。

建設計画課より、平成29年6月末に息子さんとお話をさせてもらってから、連絡方法は携帯電話しかなかった。当然、電話連絡するが、留守番電話の返答がなく、同年10月20日ぐらいに何度も電話するが、返事がないことから、翌日、法的手段に及ぶという伝言を入れた。数度にわたり架電するも、何の回答もいただけないので、法的手段をとることを伝えた。

委員より、結果的には一切聞いていないと言われるのではないか。

建設計画課より、記録はとっている。連絡ができなくなったこと、またいつまでも放置できなくなったことから、今回の措置に至った。

議長より、分納36カ月とあるが、家賃は3カ月滞納すれば出てくださいという契約になっている。その時点で契約違反であり、6カ月の滞納が起こっていたのが事実ではないか。再三明け渡しを求めて応じないと言うが、平成24年11月時点で契約違反を起こしており、この時点で行うべき行為を怠ってきている。経緯として管理者なり町長や副町長が責任を感じてもらわないといけぬ。100万円という金が明け渡しのために発生している責任はどうか。

町長より、滞納者の多くは低所得者でもあり、滞納対策を議論しながらも、必ずしもルールどおりにはいかず、家賃滞納3カ月で機械的に退去ということも難しい状況である。当然、ルールどおりにはいかなくても、最大限の努力をして徴収しなくてはならないのが職員の役割であり、それを束ねる私の役割であることは承知している。

議長より、公費をかけて明け渡しを求めているということを出したことは、何らかの責任を感じてもらわないといけぬ。また、家賃を3カ月滞納すれば出てくださいということは、言えないのはおかしい。原則として3カ月滞納すれば契約解除と明記されている。

町長より、原則として3カ月滞納で契約解除と、書類上そのようになっているのは重々承知している。直ちにということではなく、原則はしっかり押さえながらも、家庭の状況など丁寧な対応があらゆる分野で求められる。滞納処分と明け渡しと異なる部分がある。今回の明け渡しは不法占拠であっても、町が勝手に処分すれば逆に訴えられるということから、法的手段をとるべきというアドバイスを弁護士から得た。滞納対策と性質が異なる。このような事態とならないよう努力すること。これを教訓としてどういったことが可能なのか。独居者の遺留品について、同様にすることも予想されると考えているとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に議第64号、日野町手数料徴収条例および日野町農業集落排水処理施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題として質疑に入りました。

委員長より、工業規格が産業規格となったということだが、工業規格という言葉がなくなったということか。

総務課より、今回、プログラミングや役務、経済管理等分野を広げ、国際規格に適合されたため、名称変更となった。

委員より、三菱マテリアルなど、40年前から不正が行われていたようだが、今後そのようなことが判明すればどうなるのか。

総務課より、法律の中身は産業の標準化を広く適合していくことである。違反については国の機関で指導されることになると思う。

委員より、J I Sマークは変わるのか。

総務課より、マークのデザインは今回の法律の中にはない。

ほかに質疑なく、続いて議第65号、日野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、松尾公園については使用料を伴う借用はなくなるのか。また、公園での物品販売で、公益性があるので減免してほしいという要望についてどのように対応してきたのか。

建設計画課より、松尾公園で使用料を伴う利用は、集会等を行われる場合や物品販売に係る利用、行商、募金、出店類似行為の規定があるが、減免した案件はない。利用者との公益性については種々あるが、これまでは画一的な対応となっている。

委員より、使用料条例から削除されても、松尾公園で使用料を伴う借用はできるのか。

建設計画課より、集会等における使用料は日野町都市公園条例において規定している。

委員長より、山王公園はどうなるのか。

答弁として、有料の都市公園は大谷、内池、松尾である。山王公園は都市計画決定されているが、未整備、未供用なので異なるとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、質疑を打ち切り、討論に入りました。討論なく、議第63号、訴えの提起についてほか2件について、反対討論がないため、一括採決を行いました。

議第63号、訴えの提起について（日野町営住宅明渡等請求）ほか2件について、全員賛成により、原案どおり可決することに決しました。

その後、町長より挨拶をいただき、午前10時20分に委員会を閉会いたしました。

以上で産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、平成30年日野町議会第5回9月定例会の厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

委員会は去る9月19日水曜日、午後1時56分より、第1・2委員会室で開会しました。出席者は、議会より杉浦議長はじめ委員全員であります。執行側より藤澤町長、高橋副町長、住民課長、長寿福祉課長、福祉保健課長ほか参事、関係主任でございます。また、専門員も関係しております。

町長、議長より挨拶を受け、今回本会議に付託されました案件は、議第67号、平成30年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてほか1件であります。各議案の説明については、議員全員協議会において受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第67号、平成30年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、歳入の療養給付費等交付金繰越金の1,000円の減額について、補正が必要なのか。また、特定健診の状況はどうなのか。国保制度が改正され、今年度から財政運営が町主体から県主体に変わり、半年が経過しようとしているが、国保会計の状況はどうか。

答弁として、療養給付費等交付金繰越金は退職被保険者に係る繰越金であり、平成29年度の精算により追加交付となったため減額するもので、必要な補正であります。

福祉保健課参事より、特定健診の状況についてであります。平成30年度の途中経過であるが、特定健診のうち集団健診を比較すると、今年度の受診者数は396人である。昨年度が416人であり、大差はない。特定健診の受診率について、平成24年度は40パーセント以上あったが、それ以降は下がっている状況であり、平成28年度は34.6パーセント、平成29年度は暫定数値だが36.5パーセントである。昨年上がったのは、協会けんぽと共同実施したことや、雇い上げの保健師が電話で受診勧奨した成果と思っている。受診勧奨のはがきは随時送付しており、8月22日には2,000通余りを送付したところである。平成30年度はおさんぽカードの対応や特定健診の1,000円の自己負担の無料化を実施している。

また、住民課専門員より、現状を見る限り、保険税が当初の見込みより1,500万円程度不足する状況である。被保険者数の減や所得の減少などの要因によるもの。納付金を支払うための財源が不足することが想定されるため、今後において繰越金などを活用しながら対応していきたいと考えている。

委員より、現在、繰越金の財源はいくらあるのか。償還金の増減要因は何なのか。特定健診について、行政としての努力はしているとのことだが、結果的に低い状況である。その要因はどこにあると考えているのか。

答弁として、住民課長より、繰越金は1億3,701万5,674円であり、前年度の繰越金と比較した単年度収支では2,247万1,737円の黒字である。償還金が発生するのは、

会計年度は3月から翌年2月までの医療費を対象としているが、そのうち3月から10月までの8カ月間の実績で1年間の概算を受けるため、実際に発生した医療費との差額が生じるものである。平成28年度と29年度の保険給付費の支出については、ほぼ同額もしくは29年度が若干少なかったと思われる。

福祉保健課参事より、広報不足もあると思うが、アンケートを見ると健康意識が高い方は受診されている傾向にある。おさんぽカードであったり自己負担を無料化している点について、より広い広報の仕方を検討していきたい。

委員より、平成30年度の状況は1,500万円程度の不足とのことだが、繰越金を充てることはできるのか。また、特定健診や健康意識の高くない人を受診に向かわせることが課題であると思うので、工夫してやってもらいたい。

答弁として、住民課専門員より、納付金を支払うための財源が不足することが想定されるため、今後において繰越金などを活用しながら対応していきたいと考えている。

福祉保健課長より、健康意識の問題もあると思うが、途中までのアンケート結果では、健診に行った理由として、健診が無料になったからが20名、おさんぽカードのポイントがあったからが9名おられた。このような少しの積み重ねを地道にこつこつとやっていきたい。

委員より、妊娠や出産の知識や経験のない若年者の妊婦に対して、国が救済措置を講じていくという方針を出したという報道があったが、当町においてそのような相談事例はあるのか。また、どのような対応をしたのか。

答弁として、福祉保健課参事より、ひとり親、障がい、DVなど特定妊婦の方について、出産費用の無償化などの措置はないが、あらゆる相談には対応している。主に保健センターが対応する母子手帳の交付から3歳半までのうち、手帳交付時や新生児訪問など、なるべく早期に情報を掴むようにしており、必要に応じ子ども支援課と連携しながら進めている。

委員より、中高生や、世間に妊娠を知られたくない人が妊娠した際の救済措置について、町での対応はあるのか。

答弁として、市町としての対応策は余りなく、事情を聞いた上で県、保健所や男女共同参画センターなど、その人に合った関係機関につなぐ形が主になっている。

委員より、国保の運営に今年度から県が加わったが、県との協議は続いていると思う。その中で、平成36年度の保険料の統一に向け、町として県に対して意見を述べているのか。

答弁として、19市町の国保の担当課と滋賀県医療保険課で構成する連携会議が2カ月に1回程度開催されている。会議では、保険料水準の統一に向けての課題などについて協議が行われており、その中で日野町としての意見を述べているところで

ある。

委員より、平成29年度までは償還金が発生していたが、国保制度改正により平成30年度から国保の財政運営主体が県に移ったことで、療養給付費等負担金の前年度精算に伴う償還金は今後どうなっていくのか。

答弁として、療養給付費等負担金は、平成30年度より滋賀県が歳入するため、滋賀県の国保の特別会計において精算が行われることとなる。市町における精算はない。

議第67号については質疑を終了し、続いて、議第68号、平成30年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、歳出の償還金及び還付加算金の額が、決算では平成28年度1,900万円余りであったのに比べ、平成29年度では4,000万円を超える額になっているが、その増えた要因は何なのか。介護保険料も今年度料金改定がされたが、約半年が経過して現在の給付費、給付の水準で回れる見込みなのか。

答弁として、平成28年度と平成29年度の償還金の決算額の差異については、平成27年度は給付費の見込額と実績額と差が500万円余りの差で、ほぼ想定どおりであった。平成28年度は6,000万円余り実績を下回り、前年度より多い返還金が生じた。これは、平成27年度は、2号被保険者の社会保健診療報酬基金は実績に近い状況で交付金の申請を行い、給付額で130万円余りの差であった。平成28年度は見込額と実績に1,700万円余り、前年比で3パーセントの開きがあったため、償還金が増えたものである。給付費の増加を見込んだ要因としては、デイサービスも含めた増え続ける介護ニーズや白寿荘の増床などにしっかり対応するために、町としては給付費として十分に備えられる予算を確保し、そのサービスの実施を行っていただきたいかったが、人材不足により、結果として残念ながらフル稼働ではなく、当初予定されていた30床増床分のうち3分の2稼働にならざるを得ない状況になったため、給付費が下回り、給付費は翌年精算でとなるため償還金は増えたものである。

次に、今年度の保険料については、現年度分の予算現額に対し、8月現在の調定額で予算額の103パーセントとなっており、さらに新たな65歳到達者も賦課決定がされることから、事業計画上必要な保険料は確保できるものと見込んでいる。

保険給付費の状況は、新しい報酬改定後の4月から6月までの第1四半期の給付実績で、予算現額の約24パーセントとなっており、4分の1を下回る水準であり、引き続き介護認定やサービスの利用状況を注意深く見守るとともに介護予防に一層取り組む必要があると考えている。

委員より、白寿荘が30床増床されたが、人材不足で20床の利用ということだが、せっかくの施設が利用できないのは残念だとは思いますが、その後の状況はどうか。

答弁として、白寿荘では、現在フル稼働に至っていない状況であると聞いている。

一般的には、職員配置基準では3人の入所者に対して職員1名での介護となっているものの、実際の介護現場では、2名の入所者に対して職員1名の対応でローテーションは難しく、10人の入所者に対応するためには、休暇等の関係もあり、正規職員5名に、その上に二、三名の臨時職員が必要となるということで、昨年から引き続き職員募集は行っているが、7名から8名の職員が確保できないことには入所定員にあきがあっても受け入れができない状態であると聞いている。

ここで、議第68号についての質疑は打ち切り、以上全ての案件の質疑は終了しました。各案一括で討論に入り、討論なく、一括採決に入り、全員起立であります。

よって、議第67号、平成30年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてほか1議案については、原案のとおり可決決定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て審議が終了し、町長の挨拶を受け、14時41分、厚生常任委員会を閉会しました。

平成30年日野町議会第5回定例会の厚生常任委員会の委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、予算特別委員長 4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** それでは、平成30年9月定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

日時は9月18日火曜日午前8時56分からで、出席者は、議会側が議長ほか委員全員と執行側は町長、副町長、教育長ほか担当課職員の出席をいただきました。町長、議長から挨拶をいただいた後、議第66号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第2号）の審査に入り、まずは執行側の説明の後、質疑に入りました。最初に委員から4点の質問がありまして、1点目が地方創生交付金事業の中でどういった日野菜のチラシを作成するのか。2点目には交通安全対策費の防犯灯やカーブミラーの設置箇所について、3点目には農地費の町単独土地改良事業について箇所はどこか。4点目、公園管理費運営事業の大谷公園の施設について、内容の説明を求める質問がありました。

これらに対して1点目はまず企画振興課から、日野菜のチラシについては生産拡大につながるようなPRを、建設計画課から2点目についてはカーブミラーや防犯灯の設置箇所の説明があり、そして農林課からは3点目の町単独土地改良事業についての箇所の説明がありました。また、建設計画課から、4点目に、大谷公園の施設の修繕の内容についても説明がございました。

また別の委員から、1点目に、交通安全対策事業で、区画線は見込んでいるのか。2点目にグリム冒険の森の屋根の修繕の内容、3点目には日野小学校の体育館の入り口の扉あるいは国旗掲揚台の修繕について質問があり、建設計画課から1点目について、区画線も予定している。農林課からは、2点目のグリム冒険の森の屋根についてはカバー工法で対応する。また、3点目については、教育次長から、町内の

学校全体の修繕を見ながら対応するという、それぞれ答弁がございました。

また、別の委員から3点の質問があつて、1点目には農地中間管理事業の返還金、2点目は幼稚園の広域入所について詳しい説明内容を求められました。そして3点目にはICT機器の導入について、ICT支援員がいるのか、今後導入の予定があるのかという質問があつて、農林課から、1点目の農地中間管理機構の返還金については、平成28年度に5筆の経営転換協力金の申し出があつたうち、1筆分を解約されるということ。そして、2点目について、子ども支援課から、広域入所については保護者の勤め先の都合、3点目については教育次長から、ICT機器の活用については教師を中心に取り組んでいるというそれぞれ答弁がございました。

この委員からの再質問で、農地中間管理機構の利用権設定機関は10年間か。また、解約については2年目にやめても3年目にやめても同じ計算になるのかという質問があつて、それぞれ農林課から、利用権の設定は10年間で、どの段階でやめても計算は同じという答弁がございました。

また、別の委員から3点の質問があつて、1点目、危険ブロックの改修について、安全面について。それから2点目、グリム冒険の森のカバー工法に関して、台風などの被害はなかったのか。3点目、カーブミラーの設置についての要望の確認というものがございました。

それぞれ総務課と生涯学習課から、1点目のブロック塀改修と、それからフェンス設置の考え方の答弁があり、また、2点目については農林課から、グリム冒険の森の屋根について被害はなかった。建設計画課から、3点目については現場を確認し、必要な箇所から対応したいという答弁がございました。

また、副委員長からは、1点目に農地中間管理機構に農地を提供されても使われない原因。2点目には農地の集積化に対して、最適化推進委員さんの活動内容。3点目には畜産クラスター化について、予算に見合うだけの効果があるのか。4点目に、先日の台風で竹が2本倒れて電話線にかかって切れそうになっているという情報提供。5点目には、民間のブロック塀について、湖南省、草津市では補助制度があるが、補助制度を実現できるのか。6点目には、公民館の災害備蓄品について。7点目には防災無線について、今回補正予算には含まれていないが、どういう予定か。8点目には、図書館の本について、予約した本を公民館に届けてもらうというようなサービスはできないのかと、合計8点の質問がありました。

それぞれ農林課から、1点目についてはマッチング会議で調整していると、原因の答弁ではありませんでしたが。2点目については、最適化推進委員は、今、地域の問題点を出し合っていて、これから推進委員を中心にまとめていただくという答弁、そしてさらに畜産クラスターについては、搾乳量の増加などが見込まれることで費用的な効果があらわれると考えている。若い酪農家に期待しているとい

う答弁がございました。

建設計画課から、4点目について、電線の件であります。現地を確認し、NTTに連絡するという話。そして、ブロック塀の補助については、県の補助制度が創設されれば、町も対応してまいりたい。

また、総務課から6点目の公民館の災害備蓄について、備蓄品ロッカーを設置していることと、備蓄品の内容についての答弁がございました。また、7点目の防災行政無線については、今ある無線をデジタル化するという話。そして8点目、図書館長からは、来館が困難な方へのサービスについては、大人向けの移動図書館が可能であるという答弁がございました。

これに対して副委員長から再質問があつて、農地集積化の考え方について、そして公民館の災害備蓄、それからあるいは移動図書館についてそれぞれ質問があつて、各担当課から答弁があつたところでございます。

また、別の委員から自主財源の話として、1点目に、地方財政計画が基本的に変わっていないことが問題という話があつた上で、今回の補正は5億円の自主財源が確保でき、4億円の基金の繰戻しと1億円を教育費に計上され、思い切った予算計上で、毎年継続的にできることが必要であるが、担当課の思いはどうかという質問。2点目には、防災行政無線のラッパの安全性ということで質問がありました。

これに対して、1点目については総務課から、交付税総額の確保が難しいのが現実で、単年度会計の中で行政需要に応じていきたいという考え方と、また、臨時財政対策債のウエートが大きくなっていて、本当は国で対応していただきたいというふうな話もありました。2点目の防災行政無線のラッパについては、再度業者に確認するという話であります。

これらに対して、委員から再質問があつて、繰越金の方針を持っている方がよいのではないか。平成29年度も基金に繰戻してよかったのではないかという質問がありまして、総務課からは、繰越金についてはもう少し計画的にという話ですので、内部で考えたいという話がございました。

また、別の委員から、日野地区の公民館で、日野公民館で子育てサークルのラインが活発に活動されているということで、女性活躍施設に「ぼけっと」が移転されてくると、場所も近いし心配をされている。考えを伺いたいという質問がありました。

これに対して子ども支援課からは、「ぼけっと」の現状について説明があつて、今は地元の方が若干多いという状況で、毎回2、30組、4、50人の方が来られているという話。

また、委員から再質問で、「ぼけっと」の職員は何人かということで、子ども支援課からは現在2.5人で、少しでも多くの職員が欲しいという答弁がございました。

これに対して私の方から補足をさせていただき、パインが心配されているのは行政支援の厚い「ぼけっと」が移転してくると、パインの自主的な活動が崩れてしまうのではないかとということですよということを申し上げたところ、子ども支援課からは、その点は心配しており、情報交換をしているという答弁でありました。

また、別の委員から、1点目に女性活躍施設の電気の引き込み手法、2点目には畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の補助金の出し方、また、何年計画かという質問、3点目には、土地改良事務事業のハザードマップの完成時期、4点目には、小中学校のプロジェクターの1台当たりの価格について説明がありました。

1点目については総務課から、キュービクルから地下埋設で引き込む。2点目については農林課参事から、補助金を受けるのはクラスター協議会で、国から県、県から町、町からクラスター協議会に補助金を交付する。畜産クラスター計画は5年計画で、補助金の概算払いも予定しているということでありました。また、3点目にハザードマップについては、今年度末に完成する予定。また、4点目については教育次長から答弁があり、小中学校のプロジェクターは1台60万円程度ということでありました。

これについて委員からは、電気工事はどこのコースで埋設するのか。クラスター事業について町のかかわりと管理について聞きたいという再質問があり、建設計画課からは電気の引き込み経路について説明があり、農林課からは町がクラスター協議会の事務局をあずかることで管理を含めかかわっていくという答えでした。

また、別の委員から、1点目、3月補正の歳入と歳出の見込みができていないために、繰越金が左右される。出納閉鎖の5月末までに繰越金の2分の1は財政調整基金に戻すことができる。できることをやっていないだけではないかという意見があり、さらに2点目について、債務負担行為の補正については事前に調査ができていなかったのかという質問がありました。また、この委員からは林業センター敷地の地番の確認と、鈴鹿国定公園の周年事業に対する質問もございました。

1番目、2番目については総務課長、総務課から、繰越金については適正に対応していきたいという話と、2番目の債務負担行為については、事前に担当者に電話で確認済みであったが、年度が変わって、後任の担当者から指導を受けたという話もございました。

この委員からの再質問として、今後林業センターや勤労福祉会館の敷地は全て役場から電力を引き込むのかということに対して、総務課からは、両施設とも役場からの引き込みになるという答弁でございました。

そして、議長から、1点目に、基金のあるところは交付税を削減していこうという国のスタンスで、自主財源を確保することが大切。交付税をもらうことばかり考えるのではなく、自主財源を確保するという姿勢で臨んでもらうことが大切で、経

濟的なセンスを持って投資財源を検討するよう、これは要望としてございました。そして2点目については、町道西大路鎌掛線について、右岸と左岸の勾配がかなりきついで、調査設計の段階からしっかり対応するように。3点目には大谷公園の野球場のネットを高くして補強するための補助金を要望しているが、選手を育てるための環境を整えることを考えていただきたいと要望があり、4点目には、山王公園の仮設トイレが台風で倒れ、住民の方が簡易トイレを設置しようとしたところ、勝手にされては困るという役場の話があったということで確認がございました。

これらに対して、2点目以降の答弁であります。建設課からは、西大路鎌掛線の予備設計については詳細に打ち合わせをしていきたい。3点目、大谷公園の野球場については十分に研究をしていきたい。4点目の山王公園のトイレについては、トイレ設置の話聞いていないので、確認したいというそれぞれご答弁がございました。

最後に、また別の委員から、西大路鎌掛線の延長はどこからどこまでかという質問があり、建設課から、青葉台の入り口から日野川までの約970メートルで、橋梁はうち80メートルです。全ての予備設計がこれで終わるという答弁がございました。

以上で質疑を打ち切りまして、討論はなく、採決に入って、起立全員で議第66号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第2号）については原案どおり可決いたしました。町長挨拶をいただき、11時15分に終了いたしました。

なお、今回の予算審議であります。いつものように個別の経費に対する質問あるいは関連の事業に対する質問も数多く出されましたが、それとは別に補正予算全体を眺めてみると、約5億4,000万円の一般財源の増加があつて、うち4億1,000万円を基金に繰り入れるという、委員の発言にもあつたように思い切った内容であつたので、財政運営の基本にかかわるような意見、質問もいくつか出されまして、改めて予算審議のあり方ということ再認識するような予算特別委員会であつたということ補足させていただいて、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 7番、齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは、平成30年第5回9月定例会の人口減少対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る9月20日午前8時58分より、委員会室において人口減少対策特別委員会7名全員と議長は欠席され、執行側より町長、副町長、教育長をはじめ、教育次長、関係課長、参事、担当職員の出席のもと開会いたしました。

町長の挨拶の後、日野町くらし安心人づくり総合戦略の平成30年度取り組み状況資料に基づき、基本目標（3）の「結婚・出産・子育ての希望をみんなで支えてか

なえる」についての15施策を、施策ごとに担当課よりK P Iの実績値を中心に組み状況、効果、課題等について説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

まず、施策1から施策5までを対象にする質疑を行いました。

委員より、施策2の「産み育てやすい環境の充実」に関連し、町の産婦人科の医療機関誘致を巡る現状に対して、福祉保健課長より、産婦人科が町内になく、不便をおかけしている。県にも医療機関の設置要望を出しているところであるが、県が計画的に進めているのが現状である。県の計画に沿いつつ、今後も協議してまいりたい。

また、施策に関連して、ほかの委員より、不育症についての導入の意見がありました。

委員より、施策1の「出会いの場の創出」に関連し、婚活イベントでカップル成立後の状況や婚姻状況についての質問などに対して、企画振興課長より、カップル成立後の動向について、町の婚活イベントについては把握できていない。地域のものについては知人を通じて結果を一定把握いただいている。広域についてはアンケート実施で把握している。

委員より、施策5の「子育て期間中の保護者の交流促進」に関連し、女性活躍支援施設が担うべき女性の社会復帰や、ジョブステーション機能についての質問に対し、企画振興課長より、定期的な情報提供、相談業務、特に産休・育休後に社会復帰された女性の体験を聞いていただけるプログラムを中心に検討しており、ジョブステーション機能については、十分な検討はまだである。

委員より、施策4の「保育所の整備」に関連し、わらべ保育園の園長が先般亡くなられ、その後の体制に対して、子育て支援課長より、岸哲子氏が法人の理事長に就任され、園長には元鎌掛分園の壁田氏が就任された。わらべの中の体制については園内でしっかりと対応いただいている。

また、施策4に関連し、委員長より、保育所の待機児童の見通しと対策について質疑をいたしました。

ほかに質疑なく、次の施策6から施策10までを対象にする質疑では、委員より、施策7の「ファミリーサポートセンターの整備」に関連し、ファミリーサポートセンターの利用者数の推移、預かり中の課題の有無に対して、子育て支援課長より、利用者数は月間30件程度と、利用者が伸びている状況であり、会員数の増加が課題である。預かり中のけがなどはないが、保護者からの相談業務が多く、その負担軽減が課題である。

委員より、施策8の「交流できる場の充実」に関連し、松尾公園を親子や多世代が交流できる場として整備するということであるが、多世代の意図に対して、企画振興課長より、日常的な公園利用のほか、健康遊具の設置やイベント開催等を通じ、

さまざまな世代の人が集まる公園を念頭に置いているとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次の施策11から施策15までを対象にする質疑では、委員より、施策13の「学童保育所の整備」に関連し、日野小学校、ヒノキオに学童保育所が増設されるが、建物の工法と指導者の人数、安全対策に対して、子育て支援課長より、ヒノキオC、Dを増設するというので、建物は軽量鉄骨造、支援員は各2名で4名程度は必要と考えている。運動場から直接2階の出入り口を設けるなど工夫し、屋内階段の子ども利用を制限するなど安全確保に努める。

また、ほか委員より、日野町の学童の法人化についての質疑がありました。

委員より、施策12の「働きやすい職場環境の推進」に関連し、役場職員の女性管理職が少ない状況についての質問に対して、副町長より、新規採用時点では女性職員の構成比率も相応にあるが、管理職の該当年齢になると女性職員の割合が少なく、現在の任用状況となっている。今後も引き続き、男女を問わず働きやすい職場労働環境づくりに配慮していきたい。

また、施策12について、副委員長より、町内企業の有給休暇取得率についての質疑がありました。

副委員長より、施策15の「奨学金制度の充実」について、奨学金の貸与人数が減少している。制度変更の内容についての質問、要望に対して、教育次長より、奨学金制度の条件変更を行ったが、大学生で2万円、高校生で1万円という金額設定や、無利子であるが、子どもに返済負担をかけたくないという保護者の心理状況などが影響していると分析している。利用増に向け啓発活動に努めたいとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次の基本目標(4)「くらしやすい地域とつながり、安心して住み続けられるまちをつくる」についての14施策を、施策ごとに担当課よりKPI実績値を中心に取り組み状況、効果、課題等について説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

施策1から施策2までを対象にする質疑では、委員より、施策1の「進取のまちの推進」について、進取は何を念頭に置いているのか。その住民理解に対して、企画振興課長より、町民憲章の中に「進取の気性を養おう」があり、日野商人の先見の取り組みのように先を見てまちづくりに取り組もうというスローガンの意味合いである。折に触れPRに努めたい。

また、施策1に関連し、副委員長より、人口減少の出前講座の取り組みについての質疑がありました。

委員より、施策2の地域福祉活動推進について、日野町の福祉団体の現状に対して、福祉保健課長より、59字で福祉会を設置、民生委員と福祉協力員が協力して活動をいただいている。協力員の確保が困難な字もあり、今後協力員の活動をPRし

て、人材確保に努めたい。

また、施策2に関連して副委員長より、構成員の課題についての質疑がありました。

委員より、施策5の「異分野・多世代交流の創出」に関連し、公民館実行委員の人材不足が深刻である。その打開策として公募サポーター制度の導入と現状について、また、公民館の存在と中央公民館の存在についての質問に対して、生涯学習課長より、実行委員の選出については各地区でご苦労いただいていることは承知している。こうした現状を打開する方法として公募サポーター制度は有効と考える。7つの公民館では、地域の特性を生かした活動をしていただいている。メリットを伸ばし、デメリットを改善していかなければならない。中央公民館の取り組みとしては、月2回主事会を開催し、情報交換に努めている。徐々に地域の垣根を超えた事業を実施されており、今後の活動に期待しているとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次の施策6から施策10までを対象にする質疑では、委員より、施策10の「介護予防の促進・高齢者の自主的な活動支援」に関連し、高齢者交流サロンのゆかいな寺子屋が、日野小学校からの要請で昼休みに子どもたちと将棋を指しに行かれたことに対して、長寿福祉課長より、今年度の日野地区社協では、一歩前進して活動いただいている。今後、教育委員会とも話をしていきたい。

また、教育次長より、核家族化で祖父母と触れ合う機会がない子どもたちに対して非常に貴重な機会であり、よい事業であると思う。

委員より、施策6の「学びの機会の充実」に関連し、日野駅のなないろで図書の閲覧機能を設けることに対して、答弁として、図書館長より、図書の管理上課題が残る。この課題が解決すれば検討してまいりたい。

委員より、施策7の「農林業を活かした中間就労の創出」に関連し、西桜谷ピースが取り組みをされている間伐、石窯パン、子ども食堂運営の取り組み支援に対して、福祉保健課長より、近年、農業、林業、福祉の連携の重要性が叫ばれている。行政としてこうした広がりは大いに歓迎するところであり、しっかりと支援してまいりたい。

委員より、施策10の「介護予防の促進・高齢者の自主的な活動支援」に関連し、東桜谷地区で鳥居平を中心に、高齢者の移動サービスを行う計画が進められている。実施にあたって、もしもの場合の任意保険の費用負担の補助に対して、長寿福祉課長より、東桜谷地区で移動支援について分科会を立ち上げられ検討を進められていることは承知しており、高齢者移動支援の大切さは十分認識している。任意保険の補填については難しい部分も多いが、どのような支援ができるかについて、担当者レベルでまず協議する予定であるとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次の施策11から施策14までを対象にする質疑では、委員より、

施策12の「消防団活動の充実」に関連し、消防団応援の店事業の協力をしようとしてきている店舗について、どのようなPRをされているのかに対して、答弁として、総務課長より、以前には日野町商工会へお願いに伺った経過があるが、今は県消防協会による啓発だけとなっている。町として十分PRできていない。今後、消防魂を通じてPRに努めたい。

委員より、施策14の「公共交通の利用促進」に関連し、町営バスの運転手不足に対して、企画振興課長より、タクシー運転手も不足していることに加え、学童運送を含めた運行が不可欠であることから、現状では難しい状況であるとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、ほかの協議事項の自由討議ということで、定住・移住の促進に関する提言について、委員の自由討議に入りました。

委員より、空き家を活用した定住促進について、耐震基準を満たしていない空き家移住者への耐震工事の支援策に対して、企画振興課長より、耐震基準を満たすことを要件にして、当町の空き家活用制度の運用は厳しい。耐震対応は住民も移住者も必要性は同じであり、公平性の観点から空き家に特化した支援体制は用意していない。

委員より、住民自治組織見直しや公募サポーターの件については提言に盛り込んでいるので、十分に参照されたいとの要望がありました。

ほかに意見なく、次のその他の中でも意見なく、委員会を終了し、町長より閉会挨拶をいただいた後、午前11時31分に閉会いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、地域経済対策特別委員長 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、平成30年度9月定例議会の地域経済対策特別委員会の委員長報告を行います。

9月20日午後1時55分より、地域経済対策特別委員会を議会委員会室で行いましたので、その内容について委員長報告を行います。出席議員は、関係する委員全員であり、議長は所用のため欠席でありました。町執行部側より町長、副町長と、総務、企画振興、商工観光、建設計画の各課長、参事ならびに担当職員が出席いたしました。

最初に、協議事項の企業誘致および工場用地開発の現状について、担当課より、この間の企業誘致に関しては新規進出企業はなかった。寺尻工業団地で1社商談中、また、工場用地開発に関しては、開発希望物件はなかったこと、工場の増設は2件あったことの説明を受け、質疑に入りました。

委員より、寺尻工業団地において6月時点での商談は3社であったのが、現在1社となっている。その経過と現状についての問いに対して、町当局より、3社のう

ち1社は投資額が多額となることから断念、もう1社は問い合わせがあったが、具体的交渉に至っていない。残りの1社は製造業であり、寺尻に機能を集約するか、他の候補地で行うか検討されているとの説明でありました。

ほかに質疑なく、次の協議事項であります近江八幡八日市都市計画の「区域区分」の定期見直しについて担当課より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、都市計画の区域の見直しで全体として市街化区域が増えているが、利用計画の見直しのあることで見直されるのかの問いに対して、確実に実行されるものについて見直しがされるものであるとの答弁。

ほかに質疑もなく、次の協議事項であります幹線道路関係の現状、名神名阪連絡道路、国道477号、主要地方道土山蒲生近江八幡線、県道日野徳原線、県道西明寺安部居線、県道増田水口線、町道西大路鎌掛線について担当課より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、日野徳原線、三十坪から内池まで工事が始まっているが、特に内池から別所までの計画はどうか。猫田地先は狭く、解消するためにも努めてもらいたいとの問いに対して、答弁として、道路整備アクションプログラムで計画路線となっているが、具体的に本線のルートや時期が決まっていない。引き続き実現できるよう要望していくとの答弁でありました。

ほかに質疑もなく、次の協議事項であります西大路地先の定住宅地化整備計画の取り組みについて担当課より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、滋賀県都市開発公社との協定に基づく費用負担についての質問に対して、答弁として、協定書については基本協定と業務協定があり、業務協定の段階で公社と町の費用負担する事項を決めることになっている。金額的なものについては実施設計、入札が完了していないと確定できない。平成31年度末ごろには金額的なことも調整できると考えている。現段階での町負担は道路などの費用と考えているとの回答でありました。

他に質疑もなく、次の協議事項であります旧日野警部交番、旧平和堂の跡地利用構想について担当課より説明を受け、質疑に入りました。

委員より、旧平和堂の跡地における平和堂側の取引について、時価簿価で対応されるのかどうかの確認要望と問いがありました。

答弁として、町としては確認していくとの答弁でありました。

ほかに質問もなく、質疑を打ち切りました。

本会議への委員長報告は委員長の責任において報告する旨を確認し、午後2時58分に閉会いたしました。

以上で地域経済対策特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、議会広報特別委員長 2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** それでは、平成30年日野町議会第5回定例会におきます議会広報特別委員会の委員長報告を行います。

まず1つ目に、8月15日に発行させていただきました議会だより第2号におきます議会広報特別委員会の活動報告を行います。この号は、6月定例会の報告が中心となった号であります。

まず、6月6日の午前9時より、委員会室におきまして、ページ割りと各記事の編集担当者の割り当てを行いました。

次に、6月29日午後1時30分より、委員会室におきまして、印刷業者さんによりますフォーマットのレクチャーを受けました。これは、一般質問の記事を議員の皆さんから提出いただいておりますけれども、その様式がさまざまでありまして、編集に非常に手間取りましたり、業者さんの方も作業が遅延するというので、フォーマットを統一するという目的で行わせていただいたものです。

次に、7月4日の午前9時より行われました委員会におきましては、これは執務室にて行いました。このとき以降、執務室が使えるようになりましたので、作業はこちらの方に移行することになりました。この委員会におきましては、議員の皆さんからご提出を受けました一般質問の内容の記事の確認と、それから第1回目の校正を行わせていただきました。

次に、7月17日午前9時より行われました執務室における委員会におきましては、第2回目の校正を行いました。

また、7月23日午前9時より行われました執務室における委員会におきましては、第3回目の校正を行いました。

次に、7月31日午前9時より、同じく執務室において行われました委員会におきましては、第4回目の校正を行い、これをもちまして校了としまして、印刷業者への入稿を行いました。

計6回の開催でもちまして、8月10日に日野町議会広報誌議会だよりの第2号6月定例会号を業者より納品を受けまして、8月15日、発行とさせていただきました。これは、8月15日前後がお盆に当たりますために、業者さんの休みなど重なります。また、役場当局もお休みに当たることから、今回に限り8月10日に納品を受けたということになります。

11月15日発行予定の第3号に向けた議会広報特別委員会の活動報告を次にさせていただきます。これは、今議会であります9月定例会と、また、8月22日に開催されました臨時議会の報告が中心となる号であります。

先日、9月6日の午前9時より、委員会室におきまして次号のページ割りと各記事の編集担当者の割り当てを行いました。

さらに、10月1日、この日を今回の議会の一般質問の提出の締め切りとさせてい

ただきまして、10月3日に午後1時30分より執務室にて一般質問の記事内容の確認と第1回目の校正をさせていただき予定となっております。その後、校正を第4校まで行い、校了といたしまして、11月15日に議会だより第3号を発行させていただき予定となっております。

なお、今まで読んでいただいた住民さんからの意見といたしまして、メールによる皆さんからの意見の投稿であるとか、お電話による投稿以外にも意見箱を設置してほしい、こういう意見、ございましたので、今回より議会事務局のすぐ横のところに、ロビーに意見箱を設置いたしました。既に意見箱に投函もございまして、そういったものも参考にさせていただいているところでございます。今後も議会の活動を住民の皆さんにより広く理解していただけるよう、また、読みたくなっていたような議会広報誌となりますよう、委員一同で努力を続けてまいります所存でございます。

以上をもちまして、議会広報特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分から再開いたします。

－休憩 11時02分－

－再開 11時15分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** 質疑はないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第61号から議第68号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク端末および周辺機器）ほか7件）について、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第61号から議第68号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク端末および周辺機器）ほか7件）については、原案可決であります。各案、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

一 起 立 全 員 一

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第61号から議第68号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク端末および周辺機器）ほか7件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

日程第2 決議案第2号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番、堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** それでは、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について提案理由の説明をさせていただきます。

当決議案の背景につきましては、去る8月7日、2025日本万国博覧会誘致委員会会長榊原定征氏より、日野町議会杉浦議長宛に2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る協力についてということで依頼がございました。

周知のとおり、昭和45年の大阪万博、平成17年の愛知万博に続く2025年の開催を目指しており、現在誘致活動の真っ最中でございます。日本以外にもロシア、アゼルバイジャンが立候補しており、今年11月のB I E総会にて開催国が決定されます。今年サッカーワールドカップを開催したロシア、オイルマネーを背景にした新興国として初開催を狙うアゼルバイジャン、いずれも横一線であり、これからの誘致活動で勝敗が決するものとのことでもあります。

そういった中で、日本は国、経済界、地方自治体との万全な協力体制を国内外に向けてPRすることで誘致活動を展開しています。8月2日現在、万博についての決議は、滋賀県を含めた全都道府県はもちろん、関西圏下の行政団体、議会についてもそのほとんどで決議が進んでいます。県内では滋賀県市長会や滋賀県町村会も決議をしており、議会においてはこの9月議会で順次決議がなされるものと思われまます。まさに、関西圏域を挙げて万博を成功させようという機運が高まっている状況であります。

今回の決議は、具体的な支援や協力というよりも、誘致に向けてスローガンのように滋賀県の各自治体も議会も万博の開催をみんな応援しているという姿勢を見せることが目的であります。ここにおられる皆さんほとんどが、昔に大阪万博にご家族な

どと一緒に行かれたのではないかと思います。日本が誇る最先端技術やインバウンド効果はもちろん重要であります。これからの時代を生きる日本中の子どもたちに日本の素晴らしい技術と夢を見せてほしいと私は思います。そのためにも、我々日野町議会においても、この万博を応援している姿勢を見せることは重要なことであると思います。

それでは最後に決議文を朗読をさせていただきます。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、滋賀県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、県内各地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、日野町議会は大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪市、経済界とともに積極的に推進していく。以上、決議する。

平成30年9月27日、滋賀県蒲生郡日野町議会。

ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** 質疑はないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、今提案されました2025年国際博覧会の誘致に関する決議案に対しまして、私は反対の立場から討論に参加いたします。

私は、万国博覧会が持つ産業や技術の進歩ならびに展望を示し、広く教育的に広げようという、そういった理念そのものには反対するものではありません。しかし、本決議案にはI R、カジノ構想には何一つ触れられておりませんが、大阪夢洲万博は一口に言ってカジノ万博と言えるものであります。なぜならば、万博誘致に積極的な松井大阪知事は、I Rと万博について、相乗効果を成長の起爆剤にしようと呼

待を表明されております。また、自治体議会がこぞって今回のような決議を上げることにより大阪府民からも支持されていることを世界に示すとともに、市町村の協力を取りつけようとするものであります。こうした大阪万博には3つの大きな問題点があると思います。

その第1には、松井大阪知事が万博とI R、カジノをセットとし、この推進を図ろうとしている点であります。今年の7月20日、延長国会でカジノ実施法が強行されました。これは、刑法が禁じてきた民営賭博をアメリカのカジノ大手事業者の言うままに解禁する点でも、震災・豪雨災害への救済対策は二の次、カジノ最優先で国会審議を強行してきた点でも、二重、三重に国民の利益と世論に背くものと言わざるを得ません。この間の世論調査でも、万博会場の予定地近くにカジノを含む統合型リゾートを誘致することへの賛否を問うと、反対が半数を大きく上回っております。しかし、大阪府では既にI R推進局が設置されております。カジノは刑法で禁じられている賭博であります。松井大阪知事は成長戦略と位置づけておりますが、ギャンブルが何の財を生み出すものではないことは明白であります。それがもたらすものはギャンブル依存症の拡大、不法集団の暗躍、まともな産業・経済の衰退などであり、人類進歩と展望とも、万博が掲げる健康と長寿のテーマとも相入れないものであることは明らかなことでもあります。

2つには、万博を大阪湾の埋め立て途中の人口島、夢洲で開催することによって、この地で破綻した巨大開発がまたもや進められる点であります。大阪湾の夢洲などでのゼネコン浪費型巨大開発事業など、関西財界を先頭にして進めてきた大阪湾ベイエリア開発計画は、この間大きな破綻を来してきました。そんな中、松井大阪知事らは万博誘致を呼び水にこうした破綻済みの巨大開発を再び叫んでおります。しかも、この間大阪湾ベイエリア開発計画の破綻の真剣な検証と総括なしに、課題見積もりを重ねても、それはいつか来た破綻の二の舞になるわけであります。ましてや、近ごろ、ゲリラ豪雨、台風をはじめ、また、近い将来南海トラフ地震は確実視されるもとの、大地震や大津波、さらには高波に耐えられない夢洲に半年にわたって開催し、人々を集中させようとする、そういった計画は余りにも無謀と言わなくてはなりません。

第3には、夢洲万博が巨大な財政負担を大阪府と大阪市、府民に強いることへの懸念であります。大阪府の万博誘致委員会の基本構想によれば、会場建設費1,250億円程度、運営費は800億円から830億円などとし、会場建設費は国と自治体、関西財界が3分の1ずつ負担するとしております。これ以外に万博会場に不可欠な用地や道路、また鉄道など、整備する関連事業費が700億円以上とされております。これらは、大阪府や自治体にとって巨額の負担となります。加えて、入場料収入となる入場者数を2,800万人と見込むなど、現実に可能な積算根拠には明確にされておらず、

あの東京オリンピックと同様に、事業計画を明らかにするごとに変動し、大きく膨れ上がる可能性が往々にしてあるわけであります。また、建設負担について、民間企業で支出に前向きなのは5分の1以下となっており、そのツケが自治体や府民に回される危険もはらんでおります。

大阪の夢洲のカジノの万博誘致は、やはり府民の合意はありません。政府はこのまま国際博覧会に立候補してはなりません。大阪府や大阪市は誘致をまず白紙に戻して、府民とか住民の立場に立って再検討すべきであると思うわけであります。

そのことを述べまして、私は反対の討論とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございませんか。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** 私は、決議案に賛成する立場ということで、討論に参加させていただきます。

今ほど、反対討論の中で3点ほど理由をおっしゃいました。1つはIR法に対する懸念、それから周辺自治体への負担の心配と、あと災害対策に絡めてこの巨大開発に対する心配というものもございましたが、大阪という湾岸、特に立地エリアそのものが大体そういうところありますから、ここは何とも言えないところあります。特にIR法と、それから周辺自治体の負担ということに関していうと、確かにIR法が実施されれば功罪が出てくる心配はあります。私個人的には功も罪もそれほど大きいんじゃないかなという気持ちは持っておりますが、それを懸念される気持ち、意見があることも理解できます。

また、将来的にその周辺の自治体も応分の負担をしようというふうになれば、財政規模の厳しい市町村なんかは大変困ることになるということも、そうかもしれません。

ただし、今回の決議案については、そういうようなことは一切書かれていないわけですから。それは別の話であって、今回の決議案は、単に万博を誘致して、大阪や関西の経済を元気にしていこうと、それだけのことであり、そのことを応援しようかということですから、それなら単純に応援してあげればいいのかという思いであります。

今後、ご心配されているIR法、例えばIR施設の誘致推進をしようとか、あるいは自治体負担の問題で、周辺の自治体も応分の負担をせなあかんの違うかという話が出てきたときは、それはそれでそれぞれ個別に議論もできることだと思いますし、必要によってはそれぞれ個別に意見書案とか決議案を提案することだってできると思います。逆に今、書いていないことまで想像して賛成や反対やという議論をしてしまうと、この先の議論を考えますと、そのやり方が通用すると、何でもありの状況ができてしまって、收拾がつかなくなるおそれもあるかと思っております。

そういった前例は余り残さない方がいいんじゃないかなと私は思います。そういった意味で、今回は素直に決議案に書いてあることを理解して賛成したいと思っています。

ただし、書いていないことまで想像して心配するというように、議会の決議を重く受けとめていただくことは大変いいことだと私は思っておりまして、全ての議会の決議に対してそのように重く受けとめていただくことは大変大事なことだと思いますので、そのことを申し添えまして、私の討論とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第2号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 多 数 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、決議案第2号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣表一覧表のとおり議員派遣をいたすことといたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣されました議員は、派遣の結果を議長まで報告をお願いいたします。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続審査ならびに継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査をすることにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査をすることと決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、人口減少対策特別委員会、地域経済対策特別委員会および議会広報特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月も残すところ4日となり、吹く風も涼しく感じられる季節となってまいりました。

議員の皆様方には、9月3日の開会日以降、提案いたしました案件につきまして慎重なご審議を賜り、決算を除く全議案、可決承認いただいたことに厚く御礼申し上げます。

なお、平成29年度の各会計決算につきましては、決算特別委員会で継続審査をいただくこととなっておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今年の夏は全国的な猛暑となった一方で、各地で集中豪雨や台風の襲来によって河川の氾濫や土砂崩れなど大きな被害が発生しております。

9月4日には、非常に強い台風が西日本から北日本にかけて襲来し、特に近畿地方を中心に大きな被害がありました。日野町でも倒木や家の屋根瓦が飛ぶなど被害報告が多数に上っております。また、停電も広範囲に発生をいたしました。人的被害がなかったところではございますが、多数の被害に見舞われたところでございまして、今後、適切に対応していきたいと考えております。

10月は台風シーズンでございます。また、それ以前に週末にも台風が襲来する予報も出ておるところでございまして、引き続きしっかりと気を引き締めて、備えてまいりたい、このように思っておるところでございます。

9月は敬老月間でございます。現在日野町の100歳以上の方は18名がおられるわけでございますが、それぞれの地域における敬老会にも出席をさせていただきました。どの会場におきましても、各種団体の協力のもとで、いろいろな余興など楽しい時間を計画いただいたことに感謝をする次第でございます。

9月22日には、蒲生氏郷公ゆかりネットワーク宣言を結成しております会津若松市において、会津若松市戊辰150周年記念式典が、23日には会津まつりが行われ、高橋副町長が参列いたしました。今年も日野祭曳山囃子方交流会の皆さんが参加され、日野祭の囃子が流れる中で藩公行列の先頭を走るという見応えがあったというふう

に聞いております。

さて、朝鮮半島におきましては、南北首脳会談が開催され、朝鮮半島の非核化などについて真剣な協議が行われました。北朝鮮がミサイル発射実験を繰り返し、一触即発の緊張が高まった1年前からすると、大きな前進であります。10月には内閣改造が言われておりますが、こうした朝鮮半島の状況をさらに前進させる平和憲法の理念に沿った外交が行われることが大切であると、このようにも思うところでございます。

さて、日野町におきましては、これから10月、11月にかけて町内各地域でスポーツや文化の各種行事が盛りだくさんに取り組みます。町民の皆さんが元気に参加される姿は大変頼もしいものでございます。

10月7日には各地区での町民運動会、14日にはスポーツ天国の日、21日は近江鉄道日野駅舎1周年記念事業、27、28日には恒例の氏郷まつり“楽市楽座”2018が開催される予定でございます。また、11月3日から4日には各地区公民館での文化祭、11月10日はふれあい綿向山デー、さらに10日から18日までは日野町文化祭が開催される予定でございます。それぞれの事業について、町民の皆さんをはじめ議員各位のご支援とご協力をお願いするところでございます。

結びになりましたが、議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でご活躍をされますことを心からご期待申し上げまして、閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る9月3日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

全国的に猛暑が続き、また地震や台風、大雨、異常気象が危惧されましたこの夏も終わり、9月に入りましたが、4日には非常に強い勢力の台風21号が上陸、近畿地方を中心とした大きな被害をもたらしました。その後も停滞している秋雨前線の影響で、秋の農作業、また小学校や幼稚園の運動会にも影響が出ました。秋の気配を感じるにはほど遠い毎日が続いております。そうした中で、台風24号の動きも気になるところでございますが、議員各位におかれましては、ますます自己研さんに努められ、町政発展のためにご奮闘されますことをお願い申し上げますとともに、スポーツ、文化、産業等、町内各地で開催されます多くのイベントに参加され、住民の皆さんとともどもに対話の機会を持たれることを強く望みます。

あわせましてくれぐれもご自愛され、住民福祉の向上のために議員活動に精励されることを心からお祈り申し上げまして、以上をもちまして本日の会議を閉じ、平成30年第5回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一起立・礼

**議長（杉浦和人君）**

ご苦労さまでございました。

閉会 11時41分

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 後藤 勇樹

署名議員 池元 法子